

八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡

小林昌二

一はじめに

発久、的場、緒立C、八幡林、と新潟県内の各遺跡から注目すべき古代木簡が、ここ数年相ついで出土した。その内容、問題点は以下に述べるが、その前にこれら最近の発見について、以前の出土の場合と比較し今日の状況を認識しておくことが、木簡研究の目的の一つでもある保存の課題から必要となっていることについておきたい。

表1及び図1に見るよう新潟県内の古代・中世木簡の出土例は、一九九二年七月末現在、一一遺跡、約一二五点程である。

一九七四年に平林城跡から出土した中世木簡が初出の記録をもつが、この調査・検討は今ようやく始まつたばかりであり、表1「参考中世木簡」の叢文はその成果の一端である。

古代木簡の出土は、一九八〇年の曾根遺跡の調査にはじまる。その折には木簡等文字資料の検討は行われていて、当時の事情から

1. 神林村平林城跡
2. 加治川村小島西門跡
3. 豊浦町曾根遺跡
4. 笹神村発久遺跡
5. 新潟市的一場遺跡
6. 墓塙町緒立遺跡
7. 白根市馬場屋敷遺跡
8. 和島村八幡林遺跡
- 山田郷内遺跡
- 出雲崎町寺前遺跡
- 番場遺跡

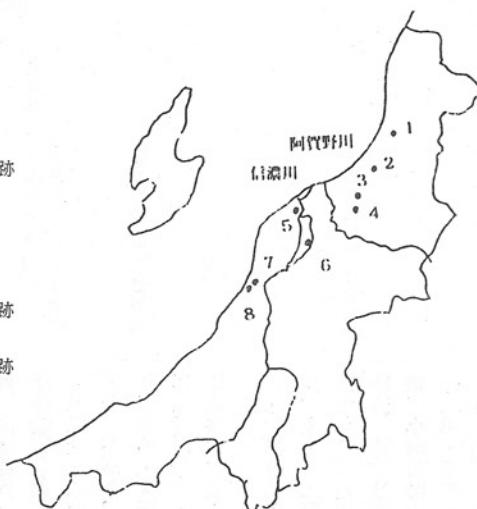


図1 新潟県内木簡出土遺跡（1992年3月現在）

表1 新潟県内古代木簡出土遺跡概要

的場遺跡

一九九〇年

新潟市小新字的場

七点

『一九八九年度埋蔵文化財発掘調査報告書』（同市教育委員会 一九九一年）
『木簡研究』一二三号

×□□□□□状具注譜×

(129)×(9)×9.5 081型式

「枚人鮭 □□

狄食 狄食 狄食

(142)×(19)×5 019型式
(185)×20×7 081型式

「□□町九百五十六文 □町七□六百
〔貰カ〕〔貰カ〕〔六カ〕
□町三□六百廿□文 □

X
X
(151)×22×10 065型式

・□□□□ □□□□ □部分一千三百八十八隻

・□□ □ □□□□

(309)×(12)×5 081型式

「▽をの尔へ」

73×15×3 033型式

緒立C遺跡

一九九〇年

西蒲原郡黒崎町

三点（一点中世）

概報・報告書等未刊
『木簡研究』一二三号

(3) (2) (1) (5) (4) (6)
 •「延一疋六水戸四疋一□□□□」
 •「□□□□□□□□□□□□」 313×(33)×10 081型式
 「（符籙）急々如律令」
 「（符籙）急々如律令」
 168×40×2 011型式
 132×25×2 033型式

×□□□□□状具注譜×

(129)×(9)×9.5 081型式

八～一〇世紀代、的場遺跡に共通。
地。八世紀代總柱建物群（五棟以上）。
内面硯、墨書き土器（三〇〇点以上）。

帶金具、和同開珎二三枚、檜扇、木
沓、漁具類に浮子・網針・櫂・管状
土鍤（八〇〇点以上）、製塩土器、
紡錘車、人形、斎串、鐵滓、フイゴ
羽口などが出土。

掘立柱建物（一×五間など四棟）、帶
金具、墨書き土器 和同開珎、漁具類
多數。木簡に記された大型甕類の記
述に対応する土器類多數が出土。中
世呪符二点。県内初の人面墨書き土器
二点。

曾根遺跡

一九八〇年

「佛□有」

140×36×7 081型式

北蒲原郡豊浦町

四点

「門繼損同□匣合」

162×106×6 023型式

『曾根遺跡』I・II(同町教育委員会 一九八一・八二一年)

「井於連□□」

160×23×6 022型式

『木簡研究』六号

×千

(105)×162×5 081型式

参考 中世木簡

平林城跡

一九七四年

「善財童子如諸法」

220×27×4 039型式

岩船郡神林村

×□□三說真實院」

(245)×43×4 081型式

『史跡平林城跡保存管理計画書』(同村教育委員会 一九

「□□菩薩院」

193×24×4.5 011型式

八三年)

『木簡研究』七号

未発表

馬場屋敷遺跡

(3) (2) (1)

馬場屋敷遺跡

一九八三年

「善財童子如諸法」

白根市庄瀬

×□□三說真實院」

正応二(一一八九)年～延慶二(一三一〇)年におさまる紀年銘を含む
木簡・木札五二点を含む。

八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡

五二点

『馬場屋敷遺跡等発掘調査報告書』(白根市教育委員会)

一九八三年

小島西遺跡

一九八三年

北蒲原郡加治川村

一点

番場遺跡

一九八四年

三島郡出雲崎町

二点

『木簡研究』八号

『木簡研究』八号

『木簡研究』一二号

『木簡研究』一二号

三点

寺前遺跡

一九八九年

三島郡出雲崎町

二点

11

10

9

8

山田郷内遺跡
一九九〇年
三島郡和島村

六点

『木簡研究』一四号

八幡林遺跡東側。鎌倉期の呪符木
簡。人面墨書き、人形、刀形、舟形、
箸状木製品が出土。

赤外線テレビカメラによる調査は行われておらず、今ようやく行われている。⁽¹⁾

一九八三年、白根市の馬場屋敷下層遺跡から出土した中世木簡五点は、鎌倉時代末の年号のある初の茅札や呪符木簡を豊富に含んでいたことなどにより、赤外線テレビカメラによる検討を経て、保存処理が施され、現在は処理が終って白根市民俗資料館に展示されている。

一九七四～八三年を経て、木簡を扱う場合の県内の在り方は、豊かな内容をもつ中世木簡群の調査を契機に大きな前進例が示された⁽²⁾といえよう。以後にも中世呪符木簡の出土が続くが、次の画期は最初に述べた一九八九年からの古代木簡の発見による。

相ついで出土した古代木簡は、地域的な特色を示すと共に、古代史の研究にも大きく寄与する内容をもち、出土遺跡の重要性を示し、世論の注目を集めた。なかでも八幡林木簡のインパクトは大きく、木簡の保存処理の重要性を示し、レプリカの作成や展示が速やかに行われる状況をもたらした。また過去に調査の行き届かなかつた木簡類についても再調査を行なう気運をもたらしている。⁽³⁾

このように八〇年代前半の端緒的研究段階を経て、今は新たな段階を迎えたといえよう。この新たな段階の特色は、出土した古代木簡群のかつてない豊かな内容に注目する世論の背景もあり、また研究の内容に保存の課題がきわめて密接に関連しているところにある。⁽⁴⁾

この小稿では簡単にふれた右の特色を自覚し、八幡林遺跡木簡を中心とする第二段階出土の古代木簡を検討する。これらには地域的特色も顯著であるが、木簡研究上の課題をいくつか提示して、ご批判を仰ぎたいと思う。

二 出土遺跡と古代木簡の検討

出土遺跡・年代観・出土状況・形状の概略は、表1を参照願いたい。まず出土の木簡を記載様式により分類すると、不明のものも少なくないが、次のようになる。

①文書木簡（八幡林一・二号、発久二号）

②付札・伝票・記録木簡（的場一・三・四号、九号〔仮番号〕、緒立C一号）

③曆木簡（発久一号）

④習書木簡（発久五号、的場二号）

⑤呪符木簡（中世木簡と見られるものが多数存する）

⑥その他不明のもの

以上の分類となるが、木簡を物として見ようとする、出土遺跡の特徴などから離れてはなかなか評価をできない点も少なくないのでは、まずは出土遺跡ごとに検討する方法をとりたい。

(一) 八幡林遺跡木簡

奈良時代前半と平安時代前半との二つの時期の遺構や遺物からなる八幡林遺跡の性格はまだ決定的ではない。この遺跡の位置や歴史的環境、遺跡の概要等についてはすでに坂井秀弥・田中靖氏による「新潟県八幡林遺跡と出土木簡」⁽⁵⁾などに詳しい。しかしここで紹介された内容は、木簡出土当初の一九九〇年度に行われた五四〇〇〇m²の調査段階のものとなっているために、翌九一年度に、五カ所二四〇〇m²にわたって実施された「遺跡発掘事前総合調査」（以下「一九九一年度調査」と記す）の成果についてはふれられていない。「一九九一年度調査」の報告書はまもなく刊行の予定と聞いており、くわしくはこれによつていただきたいが、遺跡の性格に関する二点の成果について私見を述べておきたい。

まず第一は、図2のC地区より、梁間二間、桁行五間に四面庇の取りつく大型建物（一〇・八×一六・六m）が検出され、政厅風建物として、また遺跡の格を示すものとして注目される。

第二には、遺跡の北西低地部より板塀列が検出され、同じ北側や東側の丘陵上の土壘や堀の外郭施設とともに、方二町を囲郭することができ推定されるに至ったことである。

九二年度も同じ目的の調査が続けられているが、現在までのところではおよそ次のようになろう。奈良時代前半の時期に、複雑な丘陵や谷をふくむおよそ方二町を、丘陵上に土壘や堀、低地部には板

塀をもつて巡らし、又尾根上、丘陵上に一時期にわたる四面庇建物や大型建物群を配置し、谷部に井戸があるという全貌を呈している。

木簡の出土地点は、図2のA地区である。ここは丘陵上のB地区があり、この付近から流れ出る幅約五〇cm、深さ約三〇cmの溝中から、人形や畜串などの木製品と共に出土した。このC地区の谷からは須恵器・土師器・三彩陶器・瓦などが出土した。土師器食膳具の杯が今池編年I・II期に該当し、上限が八世紀のごく初頭まではさかのばらない程度の時期に当り、下限が中葉までのものとする年代観が与えられている。



図2 八幡林遺跡遺構配置図

以上、遺跡の概観と木簡出土地点の様態をふまえて木簡の検討に入りたい。木簡は三点あるが、一点はまだ不明なので二点について検討する。

1 第一号郡符木簡

文書の郡符としては延暦十五年五月四日付の「越前国坂井郡符⁽⁶⁾」がわずか一点あるだけであり、郡符木簡としては兵庫県山垣遺跡から二点、長岡京から一点（但し、習書、楽書の類か、とされている）が知られているが、完形のものではない。その点今回出土の郡符木簡は完形のものとして注目されよう。

表1に糸文を掲げたが、写真は『木簡研究』一三号（一九九一年一月刊）一一〇頁をご参照願いたい。

本木簡は、表の二ヵ所において左から右下方斜めに刃物を入れて折られたことを示す三つの断簡（前述の溝中から近接して出土）からなり、これが見事に接合し、五八・五四の長大な、ほとんど完形の郡符木簡として復元できたものである。しかし、表の右端下半部に少し欠損があり、また表の下方表面に劣化があるなど、正確な糸文を困難にしている部分がある。以下に糸文の理解について三点を指摘し、これらと関連する文意や様式論の問題を検討する。

第一は、表の「□丁」とある第一字目の文字は、「力」や「乃」の文字にも似ている点はあるが、筆順、筆勢に問題があり、『五體字類』の「少」字に引用されている王羲之や王獻之の事例が近似し

ているので「少」字と判断して、ここでは「少丁」と理解した。これはまた書風理解のポイントの一つでもある。

第二は、裏面で墨痕が薄くなっているために判読困難な六字目の文字についてである。旁に「月」が読め、七字目が「告」と見られること、また同木簡に「大虫」とし、また「虫大」とあり、一般には「参向」とあるものが「向参」と記されることなどによつて、「告朔」とあるべきものが「朔告」になつてると解し「朔」の文字を推定し、ごく薄くなっている残画と対応させ、矛盾がないことをもつて「朔」字にした。文意との関係からも、九月廿八日の日付に合致する。

第三は、裏面の一〇字目である。糸文としては「□」としているが、それは身とした場合の三画目の下半と七画目とが不明であるため、「自」の文字と区別できない、とのことによる。この文字の直上が切断面となるために劣化しており、また文字の間隔の点から「身」字の下半分が欠損したと解することができる、とした点である。

次に文意理解に直結する文章の読みの問題に移りたい。
裏面三文字目以後を、「郡に向参し」とするか、「郡より朔告司に向参し」とするか、あるいは「郡より朔告に向参せよ」として「司」を別に下の語につなげて読むか、読み方が分かれる。このことは当然「司」以下の「申賜」をどう理解するかに関連する。まずこの「申賜」を「受命者または命令執行の対象者（第三者）への尊敬表現」

であるとして「郡に向参し、朔告司に□を率いて申し賜へ」と読む

三上喜孝氏の考(8)えに接したが、宣命に見られる「申賜」の事例を検討しており説得的である。また田中卓氏の考(9)えも同様である。従つて、申し賜へと命じているのは郡司であり、命令執行は高志君大虫で、その執行の対象者(第三者)は国司ということになり、郡司が尊敬表現をとらざるをえない国司に申し上げよ、ということになる。

この理解は、高志君大虫にむかって上申を命じたその上申の相手が、命令者の郡司より上位の国司であると無理なく解釈できる点にメリットがある。他方、従来文献上に「告朔」、「告朔儀」の用語例は知られているが、これを「告朔司」とか「朔告司」とか表現する用例は未見であつて、「告朔司」とは一体何を指すのか新たな疑問も生じるデメリットがある。私見ではなおその点に固執し、「郡より朔告に向参せよ」として「朔告」で文章を切り、「司」を下の語句とつないで「司、身を率へよ、と申し賜ふ」とする理解をしておきたい。その理由としては、表において「右人其正身率□」とある。

そして裏面においても「身率」と同じ文言が何故か二度にわたつて記述されている。表面は郡符としての郡司の命令、裏面のそれは郡司の命令を裏づける国司の命令と考えたからである。

このように理解は分れるが、国司に申上すること、あるいは国司に申上の命をうけたことなど高志君大虫が国衙の告朔に参上することの命をうけた理解に相違はない。この点が木簡の出土地の理解に

関連する。

次に前後が逆になつたが、表の「郡司符 青海郷事少丁高志君大虫」について、「郡司符する青海郷の事、少丁高志君大虫」と読むか、「郡司符す、青海郷に事える少丁高志君大虫」と読むかである。

これは、郡司符が青海郷に対して発せられたのか、少丁高志君大虫なる個人宛に発せられたのか、という問題になり、郷の性格の理解に関連する。⁽¹⁰⁾ 後者の読みは、裏面などにおいて見られるような和文風の読み方から不可能ではないにしても、公式令符式の様式と明らかに相違する。他の部分であれば判定しかねる問題になるとしても、符式の事書の部分を曲げて理解するには他に理由が必要とされよう。その点でこれは前者の事書の読みとしておくことが妥当と判断する。ただし、青海郷事とは何か、更に問題が残ることを指摘しておく必要がある。

以上の釈文と読解上の問題をふまえて、木簡の移動と機能の問題について以下で検討する。

本木簡は、「青海郷」⁽¹²⁾に向けて発せられた蒲原郡の郡司符であるが、出土の八幡林遺跡は古代の古志郡に位置していると考えられ、なぜ古志郡からそうした木簡が出土したのか一つの問題である。五八・五cmの長大な形態とともに解決されなければならない。

まず出土地点が古代の古志郡と考えられることから検討する。

『続日本紀』大宝二年三月甲申条に「分_ニ越中國四郡一属_ニ越後

国^一とあるその四郡とは、『延喜式』や『和名抄』に見られる三島郡が貞觀式で設立されたものであるから、残る頸城、古志、魚沼、蒲原の各郡が該当するものとみられる。図3は、近世初頭の地図における蒲原郡と古志郡との郡堺が、信濃川の中ほどにおかれていたことを示している。これは元禄十三年(一七〇〇)の越後国蒲原郡・岩船郡絵図にも同様に確認され、近世中期にさかのばる。しかしこれを直ちに古代の郡堺に比定するわけにはいかない。ただ『出雲國風土記』においては表2で見るように、佐太川、伊農川、宇加川、出雲大川、温泉川などの大中河川が郡の堺とされていることが注目される。この天平五年の年紀を有する『出雲國風土記』の記す郡堺はいつどのように成立したのか、各々個別の研究を必要としようが、それでも天武十二年十一月の「諸国境堺を限分ける」ことなどを画期に、以後さらにその下部の評の区分、郡の成立が進行し、共通する指標による郡の区画が進められた可能性も大きいので、大中河川を郡境とする『出雲國風土記』の傾向は、独り出雲国の特色というよりも郡堺設定の有力な指標の一つであつた結果とも見られる。

いま近世の蒲原郡と古志郡との郡堺が信濃川におかれていたという事実は、古代からの郡境である可能性の高いことを示している。この実証自体は、固有の検証を必要とするが、今は推定古志郡内の遺跡から、隣郡蒲原郡司が所管の青海郷に宛てた符木簡が出土したと仮定しておきたい。

| 表2 出雲國風土記に見える郡堺 | |
|-----------------|--------|
| 郡 | 郡堺等 |
| 意宇郡 | 国東堺 |
| 大原郡堺 | 大原郡堺 |
| 出雲郡堺 | 出雲郡堺 |
| 鳴根郡堺 | 鳴根郡堺 |
| 佐雜堺 | 佐雜堺 |
| 手間堺 | 手間堺 |
| 林垣峯 | 林垣峯 |
| 朝酌渡 | 朝酌渡 |
| 朝酌渡 | 朝酌渡 |
| 中条村 | 中条村 |
| 真代新田 | 真代新田 |
| 赤沼潟 | 赤沼潟 |
| 狐興野 | 狐興野 |
| 大川中央領境 | 大川中央領境 |

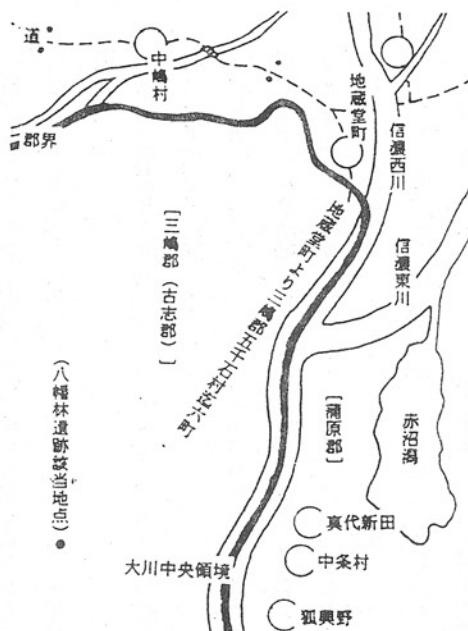


図3 元禄13年の蒲原郡堺
(新発田市立図書館所蔵 元禄13年
「越後国岩船郡蒲原郡絵図」より作成)

さて、符式では符の持参人の名前を書く規定があり、その持参人により符は移動するわけであり、符木簡の移動も珍らしいものではない。この郡符木簡には「火急使」とされた持参人の高志君五百嶋の名前が記されており、この人物が木簡を高志君大虫に届けたという事実のレベルでは木簡は当然に移動した。問題はその先であり、「召文」において見られるような「向参」や「正身率」の文言があり、木簡の充所の郷に、あるいは高志君大虫に対して「朔告」に「向参」せよと命じている。木簡は、その命に従つた大虫に所持され、彼の行動と共に移動したと推定されることが、ここで問題である。命令受領後に木簡をもつて行動をすることは、中央官庁の「召文」⁽¹⁴⁾木簡が宮門の通行証の機能を有するなどの指摘から知られているが、地方の場合には宮門があるわけではないので全く同じに理解するわけにはいかない。

さて、文書木簡の移や荷札木簡の中に、三〇~四〇cmの大きな短冊型の木簡はあるが、五〇cmを超える大形の木簡は見当らない。五〇cmを超える長大木簡の例は、これまでに一〇例程度を数え①告知札、②倉札、③莊園記録簡、④過所の四種が知られてきたが、今ここに五種目の郡符を加えなければならない。このうちに①~③は木簡の移動を当然とするわけにはいかないが、④の過所は、人の移動に伴い、関などのチェックポイントを通過できるよう証明する機能をもつ。平城宮下層の下ヶ道側溝から出土した有名な阿伎里の六五

| | 大原郡 | 仁多郡 | 飯石郡 | 神門郡 | 出雲郡 | 楯縫郡 |
|------|--------|--------|----------|----------|------|------|
| 出雲郡堺 | 飯石郡堺 | 飯石郡堺 | 出雲郡堺 | 神門郡堺 | 意宇郡堺 | 秋鹿郡堺 |
| 大原郡堺 | 大原郡堺 | 大原郡堺 | 大原郡堺 | 大原郡堺 | 大原郡堺 | 出雲郡堺 |
| 多義村 | 仁多郡堺 | 仁多郡堺 | 石見國堺 | 石見國堺 | 佐雜村 | 伊農川 |
| 宇加川 | 大原郡堺 | 大原郡堺 | 飯石郡堺 | 飯石郡堺 | 宇加川 | 宇加川 |
| 宇加川 | 備後国堺 | 備後国堺 | 大原郡堺 | 大原郡堺 | 出雲大河 | |
| 多義村 | 意宇郡堺 | 意宇郡堺 | 仁多郡堺 | 仁多郡堺 | 多義村 | |
| 宇加川 | 伯耆国堺 | 伯耆国堺 | 大原郡堺 | 大原郡堺 | 宇加川 | |
| 伊農川 | 備後国堺 | 備後国堺 | 神門郡堺 | 神門郡堺 | 佐雜村 | |
| 宇加川 | 辛谷村 | 辛谷村 | 斐伊川 | 斐伊川 | 宇加川 | |
| 宇加川 | 阿志毗縁山 | 阿志毗縁山 | 温泉川 | 温泉川 | 宇加川 | |
| 宇加川 | 遊紀山 | 遊紀山 | 与曾紀村・堀坂山 | 与曾紀村・堀坂山 | 宇加川 | |
| 宇加川 | 幸谷村 | 幸谷村 | 多伎伎山・権刻 | 多伎伎山・権刻 | 宇加川 | |
| 宇加川 | 林垣坂 | 林垣坂 | 堀坂山・与曾紀村 | 堀坂山・与曾紀村 | 宇加川 | |
| 宇加川 | 遊紀山 | 遊紀山 | 荒鹿坂・常割 | 荒鹿坂・常割 | 宇加川 | |
| 宇加川 | 斐伊川 | 斐伊川 | 斐伊川 | 斐伊川 | 宇加川 | |
| 宇加川 | 多義村 | 多義村 | 多義村 | 多義村 | 宇加川 | |
| 宇加川 | （印は重出） | （印は重出） | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ | ○ ○ |

(印は重出)

・八cmの長大な過所木簡に、五八・五cmの本木簡の長大な形態が類似している点が注目されるのである。

過所木簡がなぜ長大な形態を有するのか、単なる衛門の通行証であれば「召文」木簡のように長大な形態をとらなくてもすむはずである。この長大な形態が何らかの機能をもつものであれば、当時の交通支配、住民支配のあり方などに関連していくこととなる。

阿伎里木簡は、文面から過所であることは明らかであるが、この木簡は紛れもない郡司符木簡であり、過所木簡ではない。その点では「召文」木簡も同様に過所ではない。しかし「召文」木簡に使用される「向參」の用語を使用し、過所木簡にみる長大な形態と同じこの木簡は、両者に相通じる通行証としての機能をもつたことに間違いないものと思われる。

こうした前提にたって蒲原郡西方の古志郡への木簡の移動と廃棄、そして出土を考えてみる。

命をうけた高志君大虫が参向すべき告朔は、すでに検討したように蒲原郡衙ではなく、国衙のそれであり、郡西方への移動は国衙の方向を示すものとして注目される。越後国府の所在は、今日にいたるも明らかでなく、『和名抄』の頸城郡条における国府所在記載がこれまで唯一の手懸りであった。大宝二年三月の越中国四郡を越後国に属する以前の越後国の国府は、その国域が阿賀野川以北と推定されるところから、磐舟柵修築記事に関連して同柵所在説が有力であ

った。いずれにしてもその後に、いつ国府が頸城郡に移ったのか、和銅五年の出羽国の成立を契機に求める所説などもあるが⁽¹⁵⁾、これまで不明とされてきた。こうした疑問にたいして、この木簡は年次を欠くが、後述の二号木簡とほぼ同じ養老年間と考えられるので、国府はすでに古志郡以西に存在していたことを示していると考えられる。

出土遺跡が前述のような特色をもち、とうてい国衙といえる構造をなしているといえない以上、木簡がここで廃棄されたとしても、ここを目的に高志君大虫がやって来たとはいえない。ここを通過し、更に西に行き、目的を果して、その帰路に木簡を収納され、廃棄されたと考えざるをえない。

次に木簡の廃棄のされ方について検討する。この木簡の表の切断部と墨書部分に注意すると、「青海郷」と「少丁」との間、そして「大虫」と「右人」との間に、左上から右下にかけて刃物で切れ目を入れて切断したことが分かる。その切断部が、文書形式における行換えの部分に該当することが注目される。つまり、再利用の形跡のないこの木簡の切断・廃棄には、文書を扱う刀筆の吏が関与した可能性が高く、従って本遺跡の施設には、書記官が配置されていたと推定され、政庁風四面庇建物の存在からも裏づけられる。さて周知のように文書木簡には、文書の行換えなどが意識されるが、本木簡執筆者の郡主帳丈部某は、行換えごとに文字の位置を少しづつ左にずらして書き進めていることも注意される。このように執筆され

る文書木簡についても、文書を扱う刀筆の吏が廃棄に当つても同様に文書上の行換えを意識して廃棄した可能性を示すものとして興味深い。

こうした木簡の「作法」が偶然にその廃棄に及んだものか、刀筆の吏のマナーであったのか、あるいは廃棄に關し何らかの規則的なものがあつたのか、考えてみなければならない点であろう。

最後に様式論の点から検討したい。

早川庄八氏は「公式様文書と文書木簡」において符の様式上の共通性を三点指摘している。⁽¹⁶⁾ その三点目の、符式や符木簡で発給者の位置が本文の次、日付の前にある、とされている点が本木簡では異なり、逆に発給者の位置が本文、持参人、日付について最後となつていて。これは早川氏が掲げられた符の共通性の指標から外れており、符の系列に氏が整理された「召文」と異なる方の「召文」に様式上一致する。また、同氏の『宣旨試論』⁽¹⁸⁾ 第三章の『宣』と『宣旨』において、宣旨が方法・様式も不明、「宣ノ旨」にはじまり、せいぜい天平九年に初見する、と指摘されている。本木簡は、「申賜」とあって「宣ノ旨」に近似し、様式上は「召文」に該当する符である、というものである。この点は新たな検討を必要とする。すなわち、これが「宣ノ旨」につらなるものであるとすれば、天平九年をさかのぼることになり、また、「申賜」の主体が部外、上司の国司で、その命令者の言を下達したものと考えることもあるがちに否定できないのである。⁽¹⁹⁾

以上で一号木簡の検討をおわり、二号木簡の検討に移る。

2 第二号「沼垂城」木簡

本木簡は上端と下端が欠損しているにもかかわらず、「沼垂城」の文字や養老の年号とみられる文字が残存した貴重なものである。以下に积文と問題点について三点指摘したい。

まず、この第二号木簡は、「解」の文字があり、欠損が大きいけれども一応文書木簡の「符」と考えた。木簡の表裏をこれによつて推定した。

第二に、その表の「養□」の二字目の文字について、第五画目の墨痕から「老」と判断し、また年号と解したことである。すなわち、「養物」や「養料」、「養米」などではないことによつて、符の文章をたどつて次のように理解した。

「二八日の解を（もつ）請う所の養老（□年料カ）」

こう理解することを通じて、「養老」を年号と解したわけであるが、このことは一号木簡における「青海郷」や「少丁」の記載、土器の年代観（八世紀前半で初頭にはさかのぼらない）等に反しないこともによつている。

第三は、木簡裏面の「□祝 沼垂城」とあるように、「祝」と「沼垂城」との間にやや間隔がある。従つて「□祝」で区切られると見る。「□祝」が人名か神職名か問題であるが、「祝」字で終わる古代人名が未見であるために後者と考えている。また「沼垂城」に

続く部分や「□祝」字以前の部分をどう理解できるかの推測を遑しくさせる点である。

城柵名としては初見の「沼垂城」の文字やこれの存在時期としての養老年号と見られる文字を記した二号木簡は、『日本書紀』大化三年条や齊明天年条の「渟足柵」、「威奈大村墓誌銘」における慶雲二年・四年の「越後城」、「越城」の実在感を高め⁽²⁰⁾、これらの八世紀への継続と展開を示したものとして注目される。そして一号木簡とともに、これまでよく分らなかつた越後地域の政治的・軍事的な支配システムが、八世紀前半において丘陵部を複雑に土塁・堀でとり囲んだ八幡林遺跡の施設などを越後平野の周辺部に配置して「沼垂城」が機能をしつづけていた様子として知られるようになつた意義はきわめて大きい。

以上で八幡林遺跡木簡の検討を終る。なお釈文未定・不明な木簡が一点存在するが、後日を期したい。

(2) 発久遺跡木簡

この遺跡の木簡については、すでに報告書が刊行されており⁽²¹⁾、そこに私見の一端を提示しているので簡潔に記したい。

発久遺跡は図1の位置にあり、道路改良工事の事前調査として約五四〇m²を発掘調査し、上層・下層の二つの層から堀状遺構、桁行五間の建物遺構の一部とともに、整理用コンテナにして土器類六〇

箱、木器・木製品一〇〇箱など大量の遺物が出土した。下層の8号土坑(H5B1号)などから、木器や木製品、須恵器や土師器などと共に木簡が出土した。この下層の須恵器の杯類は八世紀後半～九世紀にかけてのものとされ、壺・甕類を八世紀のものとする年代観が示されている。転用硯二九点、墨書土器一〇四点が含まれている他、下層出土の大量の木製品には、木簡のほかに題籠様木製品、指札状木製品、付札状木製品、斎串等が含まれており、官衙的様相を示している⁽²²⁾。

1 第一号曆木簡

この木簡は上端が欠損しているが、下端部は現状のままである。墨書は表裏にあるが、裏面は墨痕が上端破損部右側の上端部にわずかに見られ、肉眼では判読の難しい状態であった。表面は右側に

「三月朔日戊辰」、左側に「六月朔日丙申」と並び記されている。

さて、裏面のわずかな墨痕が何とか「未日」と読むことができたが、釈文担当の平川南氏は、その墨痕の位置から次の様に推定した。

三月朔日と六月朔日の並列記載は、右側が一～三月、左側が四～六月とあつたと推理し、その三月朔日と六月朔日の干支が合う年次を検索し、延暦十四年(七九五)と貞元元年(九七六)を得た。問題はその次であるが、氏は墨痕の裏面における位置から、裏面が表面と異なって、七～九月の右側と十月～十二月の左側とが表面の月の記載の位置よりも上った所から書き出されたこと、そのため右側、左

側とともに末尾の九月、十二月が上に上ってしまったこと、しかし右側の九月の部分が、左の十二月と異って下ってしまったのは、七月と九月の間に閏月が挟まつたためであるとし、二つの年次のうちで閏七月のある延暦十四年が妥当することを発見した。これを裏づけるように九月朔日は乙未日であり、表の左上端の墨痕に対応する五月朔日は丁卯日であり、見事に合致する結果となつた。

この卓見によって釈文が確定し、具注のない本邦初の古代における暦として注目された。⁽²³⁾ この種の暦が、文書行政において広く必要であるとすでに指摘されている。⁽²⁴⁾

例え前掲の八幡林遺跡第一号木簡では、九月二八日に郡司が火急の使いをもつて、国府の一〇月一日の告朔に参向するよう命じた。その場合、九月が大の月か小の月かによって一日の差が生じる。命令の正しい遂行を期待するためには命令の受命者において月の大小が当然分かっていなければならぬのであるが、文面中に月の大小や干支に関することが見られないでの、当然に分かっていたと察せられる。その月の朔日の干支が記された本木簡のようなものがあれば、その命令の日付を間違わずに遂行できたと推定される。

具注暦の颁布は、郡まで知られているが、郡より下の郷やその他の機関などにどのような暦がいかに伝えられていたのか、これまであまり問題にされてこなかつた。この暦木簡はそうした役割をもつもの的一種と解するうまく説明がつくが、こうした類例が他に出

土したりしていないことに問題が残る。また従来知られていた暦が全て具注暦であったことにより、古代の暦観には具注暦を離れた見方をこれまで想定できなかつたように思われる。大同二年九月二八日、虚伝、妄告を理由に平城天皇の詔勅によって暦の具注を廢止した記事があり、三年後の薬子の乱の直後の弘仁元年九月二八日に公卿奏議によつて、具注が人倫と国家の大事の依りどころとして復活された経過は、改めて本木簡の使用の如何とあわせて検討してみる必要がある。

2 第二号返抄木簡

「返抄」の文字も鮮やかな文書木簡であるが、上端が欠損している。公式令には返抄独自の文書形式はないが、天平勝宝三年八月一日「龍蓋寺返抄」⁽²⁵⁾が牒であり、天平宝字六年閏十二月廿八日造石山院所の租米検納の返抄⁽²⁶⁾（ただし返抄の文字はない）も牒である。この返抄木簡がどのような文書形式を踏襲したものか考えてみると、前掲牒の形式、また公式令牒式条に残存した部分が矛盾なく、文書形式は牒によつたものとみられる。こうした理解に立つて牒の形式に則つた文書木簡として、本木簡をみてみると、上端欠損部の表には、授受した機関の名称、徵収した税目、米の数量があり、裏には年号・年次が記されていたことが推定されてくる。欠損が惜まれるとともに、遺跡の重要性が示唆されているといえよう。

次に釈文日付は、肉眼では殆んど読みとれない状態であったが、

赤外線装置ではつきりと見え、確認できたものである。ここでは「廿日」といったん書いて、後からその右旁に「四」の数字を書き加えたことがわかった。これが同一人の訂正であるかどうかなお確認の作業が必要であるが、書いた当人の訂正であるとすれば、見事な草字混りの文字を記せる刀筆の吏として、なぜ削って訂正をしなかつたか、など問題がある。

磯部廣人の氏族名は、越後に顯著な点で注目されるが、ここでは省略したい。⁽²⁸⁾

3 その他の木簡等

第五号木簡は、下端が欠損し、異筆の習書部分はあるが、「□食」⁽²⁹⁾と「□□人人大大□」⁽³⁰⁾と、饗食と読めそうな部分のあることが注目される。次に検討する的場遺跡第一号木簡の「狹食」とともに、陸奥・出羽・越後国司の職掌規定にある蝦夷への饗給に関する可能性がある。地域の特色を示すものとして興味深い。この他に、「□□□」と読めそうな三号木簡、「□口□□」と読めそうな四号木簡がある。

他に付札状木製品が出土していることを再確認しておきたい。

(3) 的場遺跡木簡

図1及び図4のように、的場遺跡と次にとりあげる緒立C遺跡とは近接する位置にあり、大量の漁具を伴う官衙的出土物の様子から

共通する特徴をもち、一体の遺跡かと考えられるほどである。

的場遺跡の概要については『一九八九年度埋蔵文化財発掘調査報告書』⁽³⁰⁾に詳しい。ここでは木簡の内容にも関わる点について簡単にふれておきたい。

信濃川の河口に近い下流蛇行地帯に当たり、海岸砂丘に流路をふ

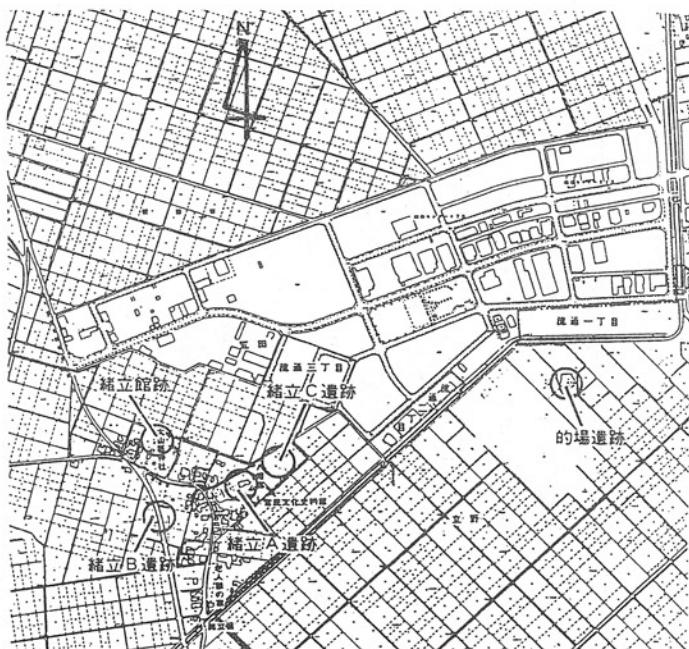


図4 的場・緒立遺跡位置図

さがれた河川が蛇行をくりかえした跡の自然堤防上に立地し、河川の蛇行が現代まで残した的場潟に接して遺跡がある。

区画整理事業に伴い、一九八九・九〇年度の兩年度にわたり、四五三〇m²の発掘調査が行われた。遺構は二間×四間、二間×三間の東西棟の大型総柱建物や柵列が検出された。発掘区を越えた東側にも大型総柱建物が広がる。

土器は八世紀前半～一〇世紀代に及ぶ年代幅をもつものが出土している。「酒居」⁽³¹⁾や人名などを記した墨書土器三〇〇点以上を含んでいるが、遺跡の性格を示唆する墨書はない。漁具類は土錘や浮子など大量に出土している。浮子は、現在の鮭漁で使用しているものに酷似している。人形や斎串などの祭祀物、鎧帶、大刀金具、木査、檜扇、和同開珎（二〇枚一括）⁽³²⁾など官衙的出土遺物が顯著である。

1 第一号「鮭」付札状木簡

この木簡は、下端部が欠損し、中程表面が損耗して墨痕が殆んど残っていず、上端の部分が少々焼け焦げている。赤外線写真では明瞭であるが、肉眼では焼け焦げの煤のため「鮭」の文字がかろうじて見えただけであった。表面の損耗を見ると焼け焦げの煤が付着した部分が損耗を免れて墨痕が残つたことがわかる。裏面左側が削り取られているが墨痕は認められない。

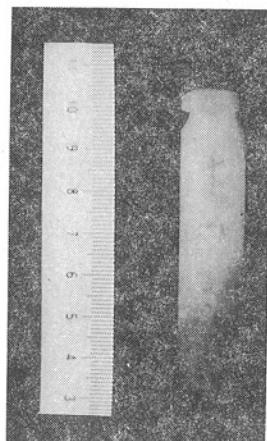
これが中央貢進の調や贅の付札でないことは、国名以下の記載がなく、「枚人鮭」に始まることから明らかである。『延喜式』主計上

の越後国には調・庸に鮭の品目がある。これがいつ頃からの品目か問題は残るが、次の四号木簡の「・・・分」とあるものを参考にし、官衙的様相をもつ遺跡の特色を考慮すると、個人別の鮭の漁獲や漁獲量に関わり、鮭漁の管理、あるいはその租税勘査に関連するものとみられ、そうした付札類と見ておきたい。

なお、整理作業中に付札状木簡が一点発見された。○三三形式である。『木簡研究』二三号に紹介できていないものなので、ここに写真を掲げて示しておきたい。糸文は「をの尔へ」、つまり魚の贅の意味と考えられる。

2 第三・第四号記録、伝票木簡

いま一号木簡を租税勘査の付札と推定したが、第四号木簡もあるいはそうしたものへの可能性がある。上・下端、左右側面欠損の木簡である。「隻」の文字は魚類の数量、それも尾・匹と同様の数を表わすものである。もちろん、ここで魚類としては鮭の可能性が高い。



なお、天平八年の平城宮木簡に「鮭五隻直百文……鴨四羽直百文」と

するものがあり、都での鮭の値段が分かり興味深い。「分」の「分」は、後の魚の数の記述に続くことによつて、何らかの区分に用いられたことを示しているとみて、記録・伝票木簡とした。

第三号木簡は、断面が三角形の材で下端が欠損している。「□□町九百五十六文……」とある後者の九百五十六文は錢貨の単位に間違いないと見られるが、前者の「町」は一体何か、また両者の関連は何を意味するものか、全く不明である。⁽³⁴⁾しかし、何らかの記録・伝票類とすることに大きな誤りはないであろう。

3 第二号「狄食」習書木簡

断面が三角形の材で、上・下端、右側面の一部が欠損する形状を呈し、ここに習書をしたものである。東の夷に対する北の夷を「狄」と称し、『延喜主税式』地子条の「出羽狄禄」の用例などから、越後国司の職掌の「饗給」に関わる用語の習書と考えられる。かかる用語を習書する書生層の存在を推測させる。

四 緒立C遺跡木簡

緒立C遺跡は、古墳時代前期の葺石をもつ直径三〇mの円墳のあらA遺跡、古墳・奈良・平安時代の住居址を検出したB遺跡とともに、これらの東側、的場遺跡の方向に広がる地帶にある。八九・九年度にわたり、四五〇〇m²が、土地区画整理事業のために発掘調

査された。

遺跡からは、柱間三m以上の桁行二間・梁間三・五間の総柱の倉庫と推定される掘立柱建物が四棟検出されている。奈良・平安時代のものであるが、的場遺跡と共に通した土器の様相と、鎧帶、墨書き器、和同開珎、漁具類が出土し、時期とともに官衙的様相が類似している。ここからは県内初の人面墨書き土器二点が出土している。

木簡は、中世土坑群から呪符木簡が二点出土した他に、奈良・平安時代の建物北の砂丘斜面裾から水辺祭祀を思わせる木製品の斎串、箸状木製品、琴柱、曲物、下駄などと共に一点出土した。

木簡釈文にもるとおり、膳、狸、水戸、酒杯などの大型甕類や酒杯などの各々の数が示されているところから、これらの物品を請求した木簡であると解釈している。⁽³⁵⁾なお、出土土器類には、大型の甕類が多く含まれており、木簡記載の土器類との対応が注目される。

(4) 曽根遺跡木簡

この遺跡については『曾根遺跡』⁽³⁶⁾ I(一九八一年)、『曾根遺跡』⁽³⁷⁾ II(一九八二年)の一冊の報告書があり、ここではごく簡潔に述べることとどめたい。

この遺跡は、阿賀川が蛇行し形成された福島潟湖岸に、九世紀(一〇世紀の二世紀間に當られたものと推定されている。ここから二五棟の掘立柱建物が検出されているが、報告書の図から判断して三

期に及ぶ様子がうかがわれる。大きなものは二間×四間に及ぶものもあるが、二間×二間、二間×三間の規模の建物が中心である。柱間の実測の記録が明らかでないが、柱穴の大きさについては、第一六号棟で一m前後となっていて二間×三間の建物としてはやや注目される。

建物の様相からただちに官衙風との性格の指摘を行うことは困難であるが、檜扇、斎串などと共に四点の木簡、木簡様の木製品、土器類における円面鏡や墨書土器三四〇点が出土しており、とくに土器の墨書に「郡」の文字のあるものが含まれていて注目されている。こうして報告書では郡衙の可能性を云々することにふれながら、津などの施設の方向で、この遺跡を考えようとしている。

さて、この遺跡の木簡四点は、表1のように叢文がすでに与えられている。しかし各々の意味が明らかでないこと、又形態上からも分類できるものとなつていないこともある。一九九一年度に、改めて赤外線テレビによる判読と写真撮影を行つたが、墨痕の劣化が予想以上に進んでおり、新たな知見を得ることができなかつたことをここに報告しておきたい。

以上、八幡林・発久・的場・緒立C・曾根遺跡の各出土木簡について検討しつつ、各々の問題点について述べてきた。いずれも交通的背景、生産上の背景をもちながらも官衙的様相を呈するものとな

っている。節をかえてこれらの意味を考え、課題を示したい。

三 おわりに——二・三の課題——

一九八〇年に刊行された『新潟県史』の資料篇1、原始・古代には、刊行が木簡発見の時期より早いこともあり、木簡編も墨書土器編もない。この刊行と相前後して発見された曾根遺跡の木簡は遺跡との関連を示したり、また他の歴史的内容を示唆するほどの内容が伴わず、それほど注目されてこなかった。しかし、一九八九年以降の発久・的場・緒立C、そして八幡林遺跡の各木簡は、それぞれ遺跡の性格を示唆し、遺構、遺物と結びついて、その文字資料としての卓越した雄弁さを示して注目された。前節に記したように、文書木簡、付札・伝票・記録木簡、暦木簡、習書木簡などの古代木簡は、いずれも他の遺構、遺物と結びついて、行政的内容を物語っている。遺構の性格を決定したわけではないが、それぞれが何らかの官衙的施設であろうことを示している。中でも初見の「沼垂城」を記し、養老年号を伴うと考えられる八幡林第二号木簡は、「沼垂城」の存在と活動とを明示した。そして第一号木簡と共に、八幡林遺跡が、官衙に向う官道上に位置して通行者をチェックし、用命の木簡がそのチャックの対象となり、帰路で用済みのそれは収納され、廃棄されるという関的な機能をここで果していたことが推測された。

ここにおける関的機能、遺構としての四面庇の大型建物、土墨や

堀など政治的・軍事的性質をもつ本遺跡が、信濃川河口付近に存在し活動している沼垂城と密接して越後地域の統治機能を担っていたことも明らかになった。

これまでの生産遺跡の研究によつて、越後地域は八世紀に入ると、急に鉄・須恵器・塩の生産が開始されることが指摘されるようになつた。これらの産地間を結ぶ交通路として信濃・阿賀野等の河川やこれらが形成した広大な湖沼をつなぐ内水面の水運が注目される。これを介して沼垂城と八幡林遺跡施設とが結ばれていたことは明らかであろう。

時間的差を有しながらも的場潟湖岸の的場・緒立C遺跡、福島潟湖岸の曾根遺跡、その東方に狭い面積にもかかわらず溝状遺構を伴つた発久遺跡などは、それぞれこれら内水面につながる交通の便宜を前提に、各々の生産的機能を管理したり、物品を扱う記録、伝票、付札木簡や曆、習書木簡を出土した。官衙的機能の施設が、安定した内水面交通に結ばれて展開している様相は、遺構・遺物と一体に検出された木簡・墨書き器などの出土文字資料によってようやく明らかになってきたといえよう。これが、最近における新潟県内出土の木簡の端的な特徴である。

そうした場合、くりかえしになるが、移動し、チェックされ、収

納・廃棄される長大木簡の機能をはじめ、初見の曆木簡など木簡自

体の新たな研究課題なども含まれている。

さらには、「饗食」や「狄食」などの越後国司の職掌と見られる饗給に関する機能が、どのような形で遂行されていたのか、或は、「をの尔へ」と『延喜式』の鮭の調庸品目との関係はどうか、あるいは鮭漁の支配や管理はどのようになされたのか、従つて雜令国内条の「山川藪沢之利、公私共之」はどう関連していたのか等々、越後地域史と古代史にとって興味深い課題にも及ぶ。

以上、八幡林遺跡出土の木簡を中心にながら、近年出土の新潟県内の古代木簡について検討した。しかし検討し残していることも少なくなく、また不十分で誤りも多いことと思う。大方のご批判、ご教示を乞う次第である。

註

(1) 一九九一年九月、九二年三月の両度にわたり、平林城跡木簡・曾根遺跡木簡などの以前出土の木簡について、新潟県教育委員会坂井秀弥氏とともに各教育委員会から借用し、国立歴史民俗博物館平川南氏の許で、熊田亮介氏（現秋田大学）と調査に当つた。その成果の一部は、表1の収文として示しておいた。

(2) 白根市における初めての遺跡発掘調査であった。年次の明らかな木簡、「かやのふた」類、多種多様な呪符木簡など五二点が出土し、画期的なものとなつた。調査担当者の川上貞雄氏や故中野豈任氏のご尽力と市教育委員会の積極的対応による。

(3) 注(1)。

(4) 八幡林遺跡の性格について、出土木簡の機能を中心とした理解から

重要な側面が照射された。また的場遺跡も积文から鮭漁の管理施設としての官衙的側面を明らかにして遺跡の重要性をアピールした。いざれも保存の課題を抱えている。

(5) 『日本歴史』五二一号、一九九一年一〇月。この他に金子拓男「和島村八幡林遺跡について(速報)」(『郷土新潟』三一号、一九九一年三月)がある。

(6) 『平安遺文』一三号。

(7) 鬼頭清明「長岡京木簡にみえる郡符について」(『長岡京古文化論叢』同朋舎、一九八六年)。

(8) 氏の未発表の考え方をここに紹介することは如何かとも考えたが、一九九二年七月の東京大学国史学研究室旅行の事前学習会レジュメとして、口頭発表の立派なレジュメを頂戴したので、ここに謝意を表して紹介させていただいた。

(9) 「郡司符」と木簡(新潟県・八幡林遺跡)と告朔儀(史料)一六号、一九九一年一二月。氏は、ここで本木簡の読みと解釈について具体的な提言をしている。要約すると、郷長に大虫を率いて郡に出頭せよ、との表の文言に対し、裏面には大虫については郡より國府の告朔司に参向する際に本人と一緒に連れて行って報告を申し上げさせよ、との意味に解したいとし、具体的目的として大虫の戸内の不課の人の死亡報告の処置があつたためではないか、と提言するものである。該当部分について「率申賜」(身ノキナシタケラ)と訓んでおられ、三上氏同様の訓みを提示している。文章の訓みの妥当な点を認められるが、本文でも記した様に告朔司とある文言など問題があるので、なお各位のご検討・ご教示をいただきたい。また具体的目的の理解は大変参考になつたが、報告をすべきは郷長であろう。「正身率」とあるように本人自身の出頭を強調していること、又、火急使をもつて命じていること、これらと整合する目的でなければならないと考えるので、なお

検討を要するところと考える。

(10) 注(7)論文および平川南氏の指摘では、郡符の充所に里長はあるが、名前の記されていないことに注意を向け、充所が下級の行政単位の里長となっていることを説いている。この郡符木簡ではその充所が明記されていない点に問題が残る。事書が「青海郷事」で充所は青海郷司とあるべきと推定される。この木簡には、「大虫」を「虫大」「参向」を「向参」、「告朔」を「朔告」を三カ所逆に書いており、又、火急使によって命令を伝達するなど慌しい様子がうかがわれ、これが文書の脱漏につながった可能性がある。充所を「青海郷司」と考えると、続く事書が「青海郷事」となるところから、その可能性は小さくない。省略と考えられるが、文書形式から考え難いので、今はそうした可能性を指摘するにとどめておきたい。

(11) 注(9)に田中卓氏の考え方を紹介したように、この意味も考えなければならない。高志君氏は、「西大寺資財流記帳」の神護景雲三年の田岡において越後国頸城郡大領高志公、船長の名前が知られており、越後国郡領氏族である。この点を抜きにして考へるわけにはいかないが、今は具体的提案はない。

(12) 『倭名類聚抄』蒲原郡条に「青海」(阿乎美「高本」、安乎美「刊本」)郷があり、蒲原郡司符と見て誤りないであろう。「青海」郷の地は、現在も青海神社のある加茂市周辺と考えられる。青海神社は、「延喜式」神祇神名下「蒲原郡十三座大二座」の最初に「青海神社二座」とある。加茂市の青海神社はそのうちの一坐としてよい。しかし、現新潟市蒲原地区にある蒲原神社所蔵の「享保二十年神社御改帳」に、「此神先年之社ハ金八山申て青海之社ハツ之山七ツ之谷ニ置之……」「加茂之明神と五社宮(蒲原神社の別称)ハ陰陽二ツノ御神ニテ」とある。金八山は、「四度目沼垂町割王瀬山崩西川会河新潟川端堀口兩塗絵図」(寛文年間)に、蒲原地名の北側に見られる。もう一座が

この蒲原神社であった可能性もただちには捨て切れない。従つて青海郷が何処に位置したのか、問題がないわけではない。

(13) 『新潟県史』通史篇原始・古代 四一三頁。

(14) 鬼頭清明『木簡の社会史』四〇～四九頁（河出書房新社、一九八四年）。

(15) 注(13)に同じ。

(16) 「公式様文書と文書木簡」『木簡研究』七号、一九八五年）では、符の様式上の共通性として、①差出所と充所が共に初めての行に記されること、②施行を命ずる文言を有すること、③発給者の位置が本文の次、年月日の前にある、この三点を掲げている。

(17) このことはすでに館野和己「文書木簡の研究課題——長屋王家木簡を中心にして」（『月刊考古学ジャーナル』三三九、一九九一年一月）で指摘されている。館野氏は、長屋王家の文書木簡が和銅四年七月から靈龜二年一二月に至る年紀を有し、出土状況からそうした短期間のうちに捨てられたものと分析している。そして充所のないもの、施行文言のないものがあることと共に、早川氏注(16)のように位置の位置が異なり全て日付の次になっている、と指摘している。この位置と日付の位置の関係が、この木簡においては長屋王家木簡の場合に合致することが注目される。我々は、養老公式令によって符式を理解してきたが、八世紀前半の早い時期については知らない。そうした意味から小生は一九九一年度の木簡学会席上で口頭報告を行った。小生のこうした疑問に対しして早川氏は、滋賀県中主町湯ノ部遺跡出土の丙子年（天武六年）の紀年のある木簡の「牒」を例示し、牒の導入の早いことと、ここからの展開という考え方を述べた。御示教に感謝を申し上げたい。

(18) 岩波書店、一九九〇年四月。

(19) 吉川真司「奈良時代の宣」（『史林』七一ノ四、一九八八年七月）は、

八世紀における宣の実態を追求し、唐の三判制と対比される日本の判と宣を明らかにして、主典の読申と判官以上の判リ宣の決裁システムを指摘し、またこれが律令制決裁システム以前の方針を継承した可能性のあるものとした。氏の検討は、宣の文言の有無に関わらない、又律令以前からの決裁システムを指摘したことになる。

(20) 「威奈大村墓誌銘」は、唐の墓誌の文飾豊かな銘文であることを考慮すべきである、と今泉隆雄氏は注意を喚起している（「律令と東北城柵」、『秋田地方史の展開』所収、注(19)、同「銘文と碑文」、「日本の古代」14所収、一九八八年）が、「沼垂城」の「城」字は、単なる文飾とは退けられないことをこの銘文の理解に及ぼしたと考える。

(21) 『発久遺跡発掘調査報告書』一九九一年、新潟県笛ヶ村教育委員会刊。

(22) 調査区域外は現在水田面下にある。そのため急ぐ必要はないが、将来のためには是非とも重要遺跡としての範囲確認調査が必要であると考え、笛ヶ村教育委員会にかかる要望を行っている。

(23) 大庭脩『木簡学入門』（講談社学術文庫、一九八四年）第五章カレンダーに敦煌漢簡の暦関係の研究状況が紹介されている。ここに森鹿三氏のお仕事が具体的に示されているが、一年各月の朔の干支と月の大小、二十四氣、三伏を記す永光五年（紀元前三九年）をA形式に分類されているという。発久暦木簡は、月の大小、二十四氣、三伏もな、さらに簡便なものである。

(24) 綾村宏氏談話、『新潟日報』一九八九年一一月一六日。

(25) 『日本後紀』弘仁元年九月廿八日条。

(26) 『大日本古文書』三、五一五頁。

(27) 『大日本古文書』十六、一一九頁。この他にも、天平宝字七年六月

(28) 十五日「東大寺造石山院所返抄」（『大日本古文書』五、四四四頁）。

(29) 注(21)に若干述べておいたが、磯部については新野直吉「延喜式と

- 神祇』（『神道大系』月報一〇四号、一九九一年一〇月）で、三嶋郡御嶋石部神社や越中國射水郡の磯部神社を掲げ指摘された。沼垂郡に足羽郷があり、越前国足羽郡上家郷に磯部大浜の存在が天平神護二年十月の越前国司解で知られる。越前国からの徙民政策によることが考えられる。
- (29) 物部についても注目される。拙稿「北陸道北疆地域の物部の展開」『環日本海地域比較史研究』第一号、一九九一年三月)
- (30) 新潟市教育委員会、一九九一年三月。
- (31) 秋田城から「酒所」の墨書き器の出土が知られる。（秋田県埋蔵文化財センター研究紀要）第一号、一九八六年三月）また『続日本紀』天平宝字五年三月二十四日条に「酒肆」が知られている。これは都の酒場の様子であるが、元来は酒倉であり、更には酒の貯蔵所の酒所が一般的であった可能性が高い。商業的形態のオリジンを知る上で興味深い問題である。
- (32) 手擦れが殆んど見られず、表面の錢貨には布目が残存している。大型総柱建物の柱掘形が予測される部分から出土している。
- (33) 『木簡研究』一一号、一九頁所載。
- (34) 平川南氏はこれを賃租の可能性があると指摘している。注(30)。
- (35) 平川南氏、木簡訳文解説。未公表。
- (36) 新潟県農浦町教育委員会刊。
- (37) 注(36)に同じ。

〔付記〕
本稿は一九九一年一二月に第一三回木簡学会研究集会で報告した控の原稿を加筆訂正したものである。その時には新潟県教育委員会の坂井秀弥氏から各遺跡の概況、出土状況などの報告を得た。厚く感謝の意を表しておきたい。

また、この間の出土木簡について快くその訳説を引き受け尽力を惜しまれなかつた国立歴史民俗博物館の平川南氏に感謝する。さらに私と共に新潟県内木簡の検討を行つてきた新潟大学教育学部の熊田亮介氏は、八幡林遺跡保存連絡協議会の事務局長として活躍されたが、九二年四月から秋田大学教育学部でご活躍されることとなつた。氏と共に木簡の検討を行つた成果であることを銘記し、謝意を表わしたい。又、八幡林遺跡については、県内の文献・考古の研究者と検討会を行つたことも記しておきたい。